

令和5年飯田市議会第4回定例会議案目次

(11月24日提出分)

議案第129号 南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について

議案第130号 令和5年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案

議案第129号

南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について

南信州広域連合が処理する事務を変更し、及び南信州広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による協議を行うため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

南信州広域連合規約の一部を変更する規約（案）

南信州広域連合規約（平成11年3月15日長野県指令10地第1281号）の一部を次のように変更する。

第4条第1項第12号中「障害者支援施設の設置、管理及び運営」を「広域的な障がい者支援」に改め、同項に次の1号を加える。

(18) 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務

第5条第12号中「障害者支援施設の設置、管理及び運営」を「広域的な障がい者支援」に改め、同条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関すること。

第6条中「長野県飯田市追手町2丁目678番地」を「長野県飯田市上郷別府3338番地8」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第17条関係）

処理事務	市町村	負担割合	
		事業費	
1 広域連合の区域における広域行政の推進に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
2 地方拠点都市地域の振興整備に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
3 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
4 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
5 広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
6 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%
7 市町村審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%
8 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務		事業費	均等割 15% 相談件数割 85%
9 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
10 消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）		事業費	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に

			定める。
11 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
12 広域的な障がい者支援に関する事務		事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
13 ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	計画策定費	均等割 10% 人口割 90%
14 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村	運営費	均等割 15% 利用実績割 85%
		建設費	均等割 10% 人口割 70% 利用平均実績割 20%
		運営費	均等割 13% 利用実績割 87%
		建設費	均等割 13% 利用平均実績割 87%
15 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村	運営費	均等割 13% 利用実績割 87%
		建設費	均等割 13% 利用平均実績割 87%
16 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	事業費	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。
		事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
17 まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務		事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
18 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び		事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定め

運営に関する事務			る。
----------	--	--	----

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度10月1日現在における長野県人口推計による数値を基準とする。
- 2 「申請者数割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の1年間（以下「直前1年間」という。）の申請者数の実績とする。
- 3 「相談件数割」の算定基礎は、直前1年間の相談件数の実績とする。
- 4 「利用平均実績割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の3年間の利用実績割の平均とする。ただし、「建設費」（起債償還金を含む。）を、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき建設地所在市町村の基準財政需要額に算入された市町村は、算入後の基準財政需要額から算入前の基準財政需要額を控除した額を負担する。
- 5 「利用実績割」の算定基礎は、直前1年間の利用実績とする。

附 則

この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による長野県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和5年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案

令和5年度飯田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,196,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,385,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	2 国庫補助金
18 繰入金	2 基金繰入金
19 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
8,766,331	901,676	9,668,007
3,091,925	901,676	3,993,601
2,039,307	290,000	2,329,307
1,989,624	290,000	2,279,624
525,539	4,967	530,506
525,539	4,967	530,506
53,188,995	1,196,643	54,385,638

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	1 社会福祉費
4 衛生費	2 清掃費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,008,286	482,888	6,491,174
5,248,209	482,888	5,731,097
17,684,155	710,310	18,394,465
8,756,046	710,310	9,466,356
5,869,499	3,445	5,872,944
1,291,542	3,445	1,294,987
53,188,995	1,196,643	54,385,638

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対策生活支援金事業	千円 241,444

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,766,331	901,676	9,668,007
18 繰入金	2,039,307	290,000	2,329,307
19 繰越金	525,539	4,967	530,506
歳入合計	53,188,995	1,196,643	54,385,638

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	6,008,286	482,888	6,491,174
3 民生費	17,684,155	710,310	18,394,465
4 衛生費	5,869,499	3,445	5,872,944
歳 出 合 計	53,188,995	1,196,643	54,385,638

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
187,921			294,967
710,310			0
3,445			0
901,676			294,967

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,766,331	901,676	9,668,007
2 国庫補助金	3,091,925	901,676	3,993,601
2 総務費国庫補助金	1,276,736	901,676	2,178,412
18 繰入金	2,039,307	290,000	2,329,307
2 基金繰入金	1,989,624	290,000	2,279,624
1 基金繰入金	1,989,624	290,000	2,279,624
19 繰越金	525,539	4,967	530,506
1 繰越金	525,539	4,967	530,506
1 繰越金	525,539	4,967	530,506
歳 入 合 計	53,188,995	1,196,643	54,385,638

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
9 企画費補助金	901,676	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	901,676
1 財政調整基金繰入金	290,000	財政調整基金繰入金	290,000
1 純繰越金	4,967	純繰越金	4,967

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	6,008,286	482,888	6,491,174	187,921			294,967
1 総務管理費	5,248,209	482,888	5,731,097	187,921			294,967
20 物価高騰対策生活 支援金事業費	0	482,888	482,888	187,921			294,967
				187,921			294,967
				(国)物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金		187,921	
3 民生費	17,684,155	710,310	18,394,465	710,310			0
1 社会福祉費	8,756,046	710,310	9,466,356	710,310			0
1 社会福祉総務費	504,025	67,810	571,835	67,810			0
				67,810			0
				(国)物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金		67,810	
12 原油価格・物価高 騰対策支援事業費	366,615	642,500	1,009,115	642,500			0
				1,966			0
				(国)物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金		1,966	
				640,534			0
				(国)物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金		640,534	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	100	10物価高騰対策生活支援金事業費	482,888
		01物価高騰対策生活支援金事業費	482,888
11 役務費	6,010	10 需用費	100
		消耗品費	100
12 委託料	71,778	11 役務費	6,010
		通信運搬費	10
		手数料	6,000
18 負担金補助及び交付金	405,000	12 委託料	71,778
		物価高騰対策生活支援金事業運営業務委託料	71,778
		18 負担金補助及び交付金	405,000
		物価高騰対策生活支援金	405,000
18 負担金補助及び交付金	67,810	22社会福祉施設等支援事業費	67,810
		01社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業費	67,810
		18 負担金補助及び交付金	67,810
		社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業補助金	67,810
1 報酬	1,552	01人件費	1,966
		03会計年度任用職員人件費	1,966
3 職員手当等	51	1 報酬	1,552
		報酬（パートタイム）	1,552
4 共済費	300	3 職員手当等	51
		時間外勤務手当	51
8 旅費	63	4 共済費	300
		市町村共済負担金	150
10 需用費	500	社会保険料	150
11 役務費	2,021	8 旅費	63
		費用弁償（パートタイム）	63
12 委託料	4,257	10原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費	640,534
		01原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費	640,534
13 使用料及び賃借料	3,756	10 需用費	500
		消耗品費	500
18 負担金補助及び交付金	630,000	11 役務費	2,021
		通信運搬費	1,003
		手数料	1,018
		12 委託料	4,257
		システム改修業務委託料	1,000
		受付業務委託料	1,023

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 1 12							
4 衛生費	5,869,499	3,445	5,872,944	3,445			0
2 清掃費	1,291,542	3,445	1,294,987	3,445			0
1 清掃総務費	301,178	3,445	304,623	3,445			0
				3,445			0
				(国)物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金		3,445	
歳 出 合 計	53,188,995	1,196,643	54,385,638	901,676			294,967

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		通知印刷封入業務委託料	2,234
		13 使用料及び賃借料	3,756
		事務用機器借上料	3,648
		駐車場借上料	108
		18 負担金補助及び交付金	630,000
		原油価格・物価高騰対策生活応援給付金	630,000
18 負担金補助及び交付金	3,445	10リサイクル推進費	3,445
		01ごみ減量対策費	3,445
		18 負担金補助及び交付金	3,445
		指定ごみ袋原油価格高騰対策支援事業補助金	3,445

附表

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

ウ 会計年度任用職員

()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	125 (718)	1,282,385	257,203	230,021	1,769,609	274,437	2,044,046
補正前	125 (718)	1,280,833	257,203	229,970	1,768,006	274,137	2,042,143
比 較	0 (0)	1,552	0	51	1,603	300	1,903

職員 手当 の内 訳	区 分	時間外勤務 手 当
	補正後	13,626
	補正前	13,575
	比 較	51

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員 手当	51	原油価格・ 物価高騰対 策生活応援 給付金給付 事業に係る 増額	(4) 時間外勤務手当	51 会計年度任用職員給与条例第10条